

平成27年度第2回 久留米市建築審査会 議事録

日時 平成27年10月21日(水) 15:30～

場所 市庁舎3階 306会議室

出席者 [審査会] 大森会長・廣畑委員・武藤委員・吉村委員・大貝委員(5名出席)
[事務局] 第1号議案/本山課長・井上補佐(司会)・上野・木藤

1. 議事審議 議案の説明

【第一種住居地域内における酒造場の建替えについて】

2. 審議内容

【第1号議案】

委員：180年間続くということだからかなり伝統のある酒屋ということだが。

委員：原動機付きということでは何か周辺の方は言っているのか。問題ないの
だろうと思うが。このような機器のリストがある中で一番うるさいのはどれか？

事務局：手元資料の図面番号A-2中、資料内左下部分の下方に音・光・臭気・塵・煤煙・振
動・排水などの状況の記載があるが、蒸した米を冷やす時に一番音がすると言われて
いる。時間帯としては午前9時から午前10時までの概ね1時間程度発生するという
ことだが、今回の建替えに当たってはできるだけ音が小さい機器を導入して周辺環境
には配慮したいという設計者の考えである。

委員：1時間だけなのか。

事務局：1時間だけ音がするということである。

委員：それと下水に今度洗米の排水を放流ということで、前は水路に排水ということなの
か。下水等の形ではなく、自然の水路に放流していたのに。今回は下水を使って。

委員：下水は附設されているのか。

事務局：されている。

委員：第1号議案の特定行政庁の意見のところに「同規模・同用途の建替えであり、周辺
の居住環境に配慮した措置を行うため、やむを得ないと考えます。」とあるが、周辺
の居住環境に配慮した措置は具体的に何かあるか。

事務局：これについても資料の手元の(図面番号)A-2の右側の上から黒ポツの4つ目・5
つ目に記載しているが、やはり音・振動・騒音をできるだけ抑える、そのような設備
機器を導入するというのでまず一つ周辺環境に配慮しているということ。あとはそ
の下にあるが、そのような状況にも拘らず周辺からもし苦情があった場合には、事業
主としても真摯に対応していきたいと言っている。現状でも匂いとか音と
かの苦情は基本的にはないが、今後、もしそういうことがあった場合は真摯に対応し
たいと言っている。

事務局：以前に酒かすを利用して商品化ということで事業主が製造されたところ、匂いがき
ついということで、近隣から苦情があった為、それはやめたとのこと。そういったこ
ともあり近所の方は、長くここに住まわれていることから、クレームは直接的に、言
いたいことは言って、それなりに対応されているようである。

委員：他にないか。

委員：ここの井戸水が良いということなのか。ここの水が。

事務局：手元にパンフレットをお配りしたが、その中で江戸時代に井戸水を掘り当てられたらしく、その井戸水でないと今のお酒の味が出ないとのこと。過去には手狭になっているということで違う場所に用地を移転するという目的で用地を確保し、そちらに移転しようという動きまで出たとのことだが、水が違ふとやはりお酒の味が変わるということで、移転を用地まで取得されたにも拘らず、移転を断念し同じ北野町で酒造りをされるということ。それだけおいしい水なのかと。

委員：他にはないか。では、無いようなら今回の議案に対する審査委員の意見をまとめたいと思う。第1号議案については議案書どおり同意するということによろしいか。

委員一同：同意する。

委員：第1号議案「第一種住居地域内における酒造場の建替えについて」は同意するということにする。

3. 法第43条ただし書き許可報告について 報告

以上（以下余白）